

第三者評価結果

事業所名：若草保育園 京町

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>全体的な計画については、保育所保育指針等の趣旨を踏まえて策定しています。前年度分を核とし、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態等について取り入れながら園長、主任、乳・幼児リーダーで原案を作成し、職員会議で職員から意見を聞いた上で確定しています。見直しは毎年実施し、特に、法人の方針、保育の視点とする「寄り添う保育」を念頭に、展開について話し合い、実践につなげるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>園の環境整備については、ワンフロアにて中央にホールを配し、それを囲んで1歳～5歳のクラスの部屋がくの字型に配置されており、他の年齢の子どもたちと交流ができ、楽しく過ごせる工夫がされています。保育室の採光・温度・湿度等、常に適切な状態に保持し、子どもたちが心地良く過ごせるようにしています。保育室内や玩具等、子どもたちが触れる部分の衛生管理を行い、感染症予防対策に取組むと共に、「安全点検チェックリスト」を基に安全面の配慮をしています。トイレや手洗い場は清潔で、子どもが使いやすい設備となっています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>園の特徴は「寄り添う保育」であり、子どもが親しみを持って保育士に何でも話せる体制を作っています。床にはマットレスを敷き、落ち着いて過ごせるようにしています。低年齢の子どもには、「幼児期の終わるまでに育てほしい10の姿」へのアプローチとして、幼児になった時にやるべきことを見据えながら支援を心がけています。2歳児はトイレトレーニングを踏まえて雰囲気作りを行い、3歳になったら一緒にトイレに行くような自然な流れを作っています。子どもに対する言動・対応・援助の仕方等についても、職員間で共通認識を図っています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「子どもに寄り添って接してくれている」、「子どもにも保護者にも丁寧に対応してくれる」、「どの先生も子どもをしっかり見てくれている」等々の意見が多く寄せられ、一人ひとりの子どもに応じた丁寧な保育の実施が窺われます。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得については、子どものやりたい気持ちが見えた時に速やかに覚えてもらうようサポートし、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、子どもの主体性「自分でやろう、自分でやりたい気持ち」を尊重し、子どもの要求を満たしつつ援助を行っています。また、無理強いをせず、やりたい時には意欲を引き出せるような言葉がけを心がけています。絵カード等も活用し、子どもにとってやりやすく、分かりやすい方法・手順等を工夫して援助につなげ、基本的な生活習慣が身に付くように取り組んでいます。</p>	

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境として、何かを行う場合には、保育士が色々な提案を投げかけ子どもが選べる体制を作り、子どもたち自身が決定するよう進めています。また、戸外遊びも重視し天気の良い日は散歩に出かけ、身近な自然に触れ、地域の方と挨拶を交わし、歩道の歩き方や交通ルールを学んでいます。表現活動の時には子ども一人ひとりの得意なことを発表できるよう工夫を施し、様々な活動・体験を通して主体性が育まれるよう援助しています。お店屋さんごっこでは幼児がお店屋さんになり、1歳～3歳児がお客さんとなって互いに実体験を積み重ねています。保育者は、日常的に子どもたちがやりたいことを聞き、実現できるように一緒に考えて取り組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

0歳児の設定はないため非該当。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳未満児の保育では、一人ひとりの発達状況を把握し、子どもの状況に応じた保育を実施しています。法人の理念である養護と教育の一体化を意識し、ICT化された連絡帳で保護者との連絡を行い、情報の共有化を図り、特に子どもの「新しい発見」については伝え、共に喜び合うようにしています。子ども同士のトラブルやかんしゃく等に対しては、子どもの気持ちに寄り添いながら代弁して仲介し、友だちと楽しく遊んだり、気持ち良く過ごせたりするように努めています。トラブルにおける保護者への連絡では、成長していく過程の理解を求め、互いへ情報を伝え受け止めてもらうよう促しています。保育者は、子どもの自我の育ちを受け止め、子どもが自分の力で取組もうとする気持ちを尊重し、養護と教育の両面から月間指導計画を作成しています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

3歳以上児の保育では、各年齢の指導計画を作成し、子どもの発達を見据えながら保育に当たっています。幼児の養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、集団のサーキットゲーム等を取り入れ、集団の中で興味・関心の広がりや友だちとの遊びを楽しめるよう保育者が関わっています。ルール決めについても、子ども同士で話し合いながら実施しています。4歳児では、子どもが主体的に選べる環境設定や題材を用意し、自分から楽しんで取組めるようにしています。5歳児では、一人ひとりの個性を認め主体的に楽しめる環境作りや、集団の中で自分の意見・表現ができることを大切に保育に当たっています。保育士は、子どもの発想や考えを大切にし、子どもが意見を出し合い、子ども主体で遊びや活動ができるように配慮しながら、保育実践につなげています。年長児(5歳児)については保育所児童保育要録を作成し、小学校へ提出しています。子どもの状況や成長については、懇談会やお迎え時に保護者へ伝えるようにしています。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

障害のある子どものための環境整備では、園内はバリアフリー仕様になっています。法人の方針がダイバーシティ展開の中でのインクルーシブ保育の実施を掲げ、特に、障害児保育について力を入れています。当園では、加配保育士を配置し、配慮を要する子どもへの支援に当たっては、インクルーシブ保育を通して子どもたちは個々に必要な支援を受けながら、同じ場で遊び、コミュニケーションを取る中で様々な経験を積んでいます。職員は他児と一緒に保育に当たりますが、子どもの体調を見ながら無理強いせず個別対応を心がけるようにし、子ども中心に見極めて寄り添いをしています。共に助け合い、支え合うということの大切さを子どもたちは学んでいます。職員は、障害児保育に関する研修を受講し、必要な情報を得るようにしています。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

<コメント>

日中のほとんどの時間を保育園で過ごす子どもに対して、1日の活動に「動と静」の時間を設けるように配慮しています。子どもの状況や登園時間に合わせたリズムが作れるように、子どもの体調・状態に応じた対応を心がけ、特に、朝早くから夜遅くまでいる子どもについては体調と体力を判断し、緩急の調整に注意をしています。職員間の引継ぎについては、クラス別の連絡票を活用しチェックして漏れなくお迎え時に保護者へ状況を伝えるようにしています。連絡票はクラス別に作成しています。利用者（保護者）アンケートでは、「先生方が子どもの様子を情報共有し、体調の変化等分かってくれており安心している」等、職員間の密な連携が窺えます。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
--	---

<コメント>

小学校との連携・就学を見通した保育に関する取組において、コロナ禍の時期には電話での連絡や話し合いを行い、実際の交流は控えている状況でした。その中でも、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の進捗をプログラム化したものをベースに「アプローチ・プログラム」を作成して実施し、入学への期待が持てるよう取組んでいます。子どもたちが就学する小学校には、保育所児童保育要録を作成して送付しています。保護者とは、個人面談等で話し合えるようにしています。今後、さらなる近隣の保育園との交流、年長児同士の交流等を進め、小学校以降の生活について見通しが持てるよう取組まれることを期待します。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
---	---

<コメント>

子どもの健康管理については、健康管理マニュアルに沿って、入園時の面談や健康連絡カード、児童票等で子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。日々の保育の中では、朝の受入れ時に保護者に子どもの健康状態を確認し、職員間で情報共有しています。看護師が保健計画を作成し、各クラスはそれに基づいて手洗い指導、健康増進、感染症予防等の取組を行っています。また、毎月「保健だより」を発行し、子どもの健康に関する取組や情報を発信しています。感染症に関しては、園のしおり・重要事項説明書等で、園の方針を保護者に伝えています。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防について、睡眠チェックを定期的に行い、うつぶせ寝はしないよう職員に周知し留意しています。保護者にも園のしおり・重要事項説明書で周知を図り注意喚起しています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

定期的に嘱託医による健康診断（1歳児毎月・2歳児以上年3回）・歯科健診（年1回）を実施し、診断結果は記録し保管しています。健診結果は、看護師、クラス担任、園長、主任で情報共有しています。保護者には、速やかに結果を伝え、場合によっては通院を勧めています。通院が必要な家庭については、結果・経過確認を行い、フォローを含め連携を取り合っています。4歳、5歳児に対して歯磨き指導を行い、家庭と連携して取組んでいます。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、給食が外部委託であることを踏まえ、看護師が中心となって状況を給食委託の職員へ伝え、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。入園説明会時には、アレルギー対応を行っていることを保護者へ伝え、該当児には除去食を提供しています。アレルギー児対応の献立表を作成し、卵または乳製品完全除去により調理し、コンタミネーション（意図しない混入）防止を心がけ、保護者へも伝え適切な対応をしています。食事の提供時は、食器を区別し、名札を付けて提供する等、チェック体制を十分に整えて誤食を防いでいます。除去食の継続・変更・解除等については、保護者が主治医の指示の下、川崎市健康管理委員会の承認を得るため、保育園を通して書類を年1回、提出しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
厚生労働省「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針」を基に食育に取組み、食材に触れて形、硬さ、匂い等を感じたり、プランターでの菜園活動やクッキング体験を通して、子どもたちが食を身近に感じられるように取組んでいます。食育活動では魚を解体する体験もしました。また、食事は年齢に応じて食べられる量を把握し、個々に合わせた対応をしています。食器や食具も年齢に応じて配慮し、子どもの育ちに合わせて箸の使用も開始しています。食事時に園長が子どもたちへ「たべてーる？」と聞くと、合言葉のように「たべてーる！」と子どもたちが元気に答え、楽しい雰囲気です。今回の利用者（保護者）アンケート「給食を楽しんでいますか」では、満足回答率83%という高い評価を得ています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
給食は外部委託会社を利用しています。毎日の献立に旬の食材を使用し、季節、行事食、栄養価等に配慮し、見た目も楽しく、安心して食べることのできる食事を提供しています。毎月の献立には、看護師等と委託会社との話し合いの場を持ち、子どもの発達段階に応じて、自発的に食べられるように食材の大きさ、硬さ等の調節や、給食日誌に毎日の残食、検食等を記録し、献立・調理について連携して対応しています。衛生管理体制は、委託会社が厳重に行うと共に、専用給食搬入口、専用トイレを設け、徹底した衛生管理を行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
保護者との連絡は、ICTシステムを活用して情報交換を行い、子どもの成長や活動の様子等、写真も掲載しながら日々様子を配信しています。乳児は毎日の連絡で情報を共有し、4歳・5歳児は週2回程度の連携を図っています。登降園の際には、口頭でも子どもたちの様子等を伝え、家庭との連携を図っています。また、保育参観や個人面談を通して保育の意図を伝え、理解を促し、行事では、年齢に合った活動を取り入れて、子どもの成長の喜びを保護者と共感できるよう努めています。利用者（保護者）アンケートでは、「園での様子を細かく伝えてもらい安心」、「連絡帳にも具体的に記入してもらえる」、「イベントが多い」、「行事が楽しい、先生たちが一生懸命なのが伝わる」等、喜びの声が挙がっています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
当園が「安心して子どもを預けられるところ」を意識して保育に当たっています。相互に信頼し合える関係の構築が大切と考え、職員は、保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築けるような関わりを意識して行っています。保育士は、子どもの成長のサポートを行い、子育てを保護者と園と一緒に協力しながら子どもを育てよう支援に努めています。保護者から相談を受けた場合は、保護者の気持ちに寄り添い、相談内容により主任・園長が対応するよう体制を敷いています。面談場所は、プライバシーに配慮して設定し、保護者が安心して相談できるよう配慮しています。相談内容は記録しています。他職員へは職員会議等にその内容を報告し、共通認識を図っています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
「虐待防止マニュアル」に基づきチェックリストを備えて、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。登園時の親子の表情や会話、保育中に身体のおざ等の確認（着替え、シャワー等）や、前日と比べて異常がないか視診を行い、早目の対応を心がけています。不審なケガやあざ等があれば、写真に記録しています。また、朝9時までに電話、アプリ等で欠席の連絡がない場合は、園から連絡するようにし、虐待等の被害防止に職員間で「連絡すること」を定着させています。家庭内の諸事情を汲み、保護者が生き辛くならないための配慮も大切にしています。虐待の疑いがある場合は、川崎市児童家庭課や児童相談所等に、通告・連絡の体制を整えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>保育実践の振り返り（保育士の自己評価）については、振り返りシートと自己評価表により各自で評価を行っています。振り返りシートは3カ月に1回、保育実践及び実務については日、週、月、期、年ごとにチェックを行い、改善につなげています。日々の保育の振り返りから、課題等について話し合い、保育目標に向けた保育展開ができるよう、互いの気づきと自己研鑽に努めています。さらに、職員の自己評価を基に、毎年「保育園全体の自己評価」を行い、保育の質の向上につなげていかれることを期待いたします。</p>	